

陳情第7号 「長崎の子どもたちをいじめから守る活動」に関する陳情書

目次	ページ
1 長崎市中学校「いじめ防止基本方針」・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 ハラスメント相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3 児童生徒及び教職員の相談窓口について・・・・・・・・	4～5

教育委員会  
令和5年12月

## 長崎市立〇〇中学校「いじめ防止基本方針」

人権尊重の精神を基本に据え、すべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校内外を問わず、いじめ問題を追放し、根絶することを目的とする。

### 「めざす生徒像」

- 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操をもち、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し、生命を崇高なるものとして大切にする生徒。
- 規範意識と道徳心を身に付け、「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」との人権意識をもち、人権侵害に対し、毅然とした態度を示すことのできる生徒。

### 「PTAとの連携」

- ・ PTA総会
- ・ 評議員会 ・ 校外指導部会
- ・ 学年、学級育友会
- ・ 部活動振興会 など

### 「いじめ対策委員会」

- ・ 校長・教頭・教務主任
- ・ 生徒指導主事・学年主任・養護教諭
- ※必要に応じて関係職員や SC や SSW 等の専門家、評議員や民生委員等を追加する

### 「関係機関との連携」

- ・ 教育委員会・教育研究所
- ・ 子育てサポート課
- ・ 警察・児童相談所・医療機関
- ・ 学校評議員・民生委員
- ・ スクールサポーター・SC、SSW 等

### 「いじめ防止に向けての基本姿勢」

- いじめは「どの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」問題であり、「人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という考えのもと、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むものとする。また、いじめ問題を根絶するために、小中連携で推進するものとする。
- 未然防止として、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを推進していくことを基本とする。
- いじめの未然防止・早期発見、いじめ問題の克服のため、教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有するとともに、家庭・地域・教育委員会を始め、児童相談所、警察等との連携のもと推進するものとする。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により、生徒の社会性や自己有用感、自己肯定感を高めるとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人権を尊重する態度を養うものとする。
- 学校評価において、具体的な取組状況や達成状況を検証・評価するとともに、教員評価にあっては、日頃からの生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめへの迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むものとする。

## ハラスメントに係る外部相談窓口を設置しています。

職員が関係するハラスメント事案が発生した場合に、その行為を受けた者等が周囲の目を気にすることなく、安心して相談できる環境を整備するため、市役所の外部に相談窓口を設置し、専門的な知識を有する外部相談員を配置しています。

外部相談員の連絡先は次のとおりです。

○プライバシーを厳守するとともに、相談を申し出たことにより不利益を受けることは決してありません。

○相談（受付）時間：10時00分～16時00分（土日、祝日、年末年始の休日は除く。）  
（相談時間については、原則として上記の時間になります。ただし、上記の時間で調整ができない場合は、外部相談員にご相談ください。）

※相談する場合は、事前に電話で外部相談員と相談日時等の調整が必要になります。相談場所は、原則として、外部相談員の事務所となります。なお、外部相談員が不在の場合は、事務所から指定された時間に再度かけ直してください。

### ■外部相談窓口及び相談員

弁護士 小泉 朋子 《直通》095-825-2701  
事務所 長崎市元船町13番5号 第2森谷ビル2階  
もりなが協同法律事務所  
弁護士 原 幸生 《直通》095-820-2500  
事務所 長崎市万才町8-22 長崎朝日ビル4階  
原総合法律事務所

### その他の相談窓口

教職員のための相談電話 長崎県教育センター  
フリーダイヤル 0120-72-5312 電話 0957-53-1136

## ハラスメント相談窓口はこちらです。

ハラスメントに関する苦情の申し出及び相談を受け付けています。  
一人で悩む前に、まずは、相談員にご相談ください。相談員の氏名と連絡先は次のとおりです。  
自分の一番相談しやすいところへ連絡して下さい。

○プライバシーを厳守するとともに、苦情相談を申し出たことにより不利益を受けることは決してありません。

○電話、電子メールまたは手紙により、相談する時間・場所などを相談員と調整することもできます。

○相談は匿名でも受け付けます。

### ■学校相談員 【男女それぞれ1名以上を選任します。】

※校長が選任するもの（少なくとも1名は職員の互選）

- 
- 

### ■相談員 ★は総括相談員です。

※相談受付時間：月曜日～金曜日 8時45分～17時30分（休憩時間12時～13時は除く。）  
※相談時間については、相談員と調整し時間外にすることもできます。

【学校教職員の相談対応】  
学校教育課《直通》829-1196

【長崎市職員の相談対応】  
教育委員会総務課《直通》829-1191

★山下 勝  
松本 憲治  
前田 京子

★井上 真人  
浅井 桂  
田添 裕也

# 児童生徒及び教職員の相談窓口について

## 1 児童生徒が、「いじめ等を相談できる窓口」

### (1) 長崎市の窓口

- 各学校
- いじめ・体罰（学校教育課）
- 不登校（教育研究所）
- こども イーカオ（子育てサポート課）

### (2) 長崎市以外の窓口

- 24時間子供SOSダイヤル  
(長崎県教育センター親子ホットライン)
- 子どもの人権110番（長崎地方法務局）
- 子ども・家庭110番  
(長崎こども・女性・障害者支援センター)
- 長崎いのちの電話（社会福祉法人 公益社団法人長崎法人会）
- 県のメール相談 ○SNS相談スクールネット@伝えんば長崎
- 少年サポートセンター ヤングテレホン
- チャイルドライン

## 2 教職員が、「パワハラ等を相談できる窓口」

### (1) 長崎市の窓口

- ハラスメント窓口  
：各学校に男女それぞれ1名以上相談員を配置
- 市教委学校教育課学務係に男女それぞれ1名以上相談員を配置  
※各学校に様式を配付し、教職員に周知するように指導している。
- 外部相談窓口を設置（弁護士）

もりなが協同法律事務所 弁護士 小泉朋子  
原総合法律事務所 弁護士 原 幸生

- ハラスメントアンケートからの相談
- アマランス相談（職場の人間関係を含む）

### (2) 長崎市以外の窓口

- 教職員のための相談窓口（長崎県教育センター）

# 児童生徒への配布カード

いつでも  
話してみませんか。  
だれでも、  
どこからでも、  
ご連絡ください。  
秘密は守ります。



かんぶんとらんらんちゃん

**24時間子供SOSダイヤル** (親子ホットライン)  
(なやみ言おう)

24時間対応 **0120-0-78310**  
メール相談 **soudan@news.ed.jp**



長崎県教育委員会

少年サポートセンター  
**ヤングテレホン**

メッセージ

なやみ なびとよ

**0120-786714**

受付時間 午前9時～午後5時45分  
(土・日・祝日を除く)

メール相談 **young786714@ezweb.ne.jp**



長崎県警のマスコット  
キャラクター

SNS  
相談窓口

どんな相談  
でも大丈夫

中・高生  
対象

スクールネット@  
**伝えんぼ長崎**

毎日  
受付

すぐに相談することがなくても、**LINE**から、  
LINEの「友だち登録」をしてください。

WEBからのアクセスは、こちらから  
URL <https://lqrqr.com/fkflmq>




長崎県教育委員会

小・中・高校生のみなさんへ

悩んでいることはありませんか？  
お話ししてみませんか？

**こどもイーカオそうだん**

ほい つうじます あんな にっこり

TEL **095-822-3725**

(月～金 8:45～17:30 土日・年末年始除く)

メールそうだん  
LINE@kocao



LINEで  
相談ができます  
LINE  
をインストール！

ここから相談のこと      こどもからのこと      暮らしのこと

長崎県子育てサポート課 長崎市魚の町4番1号 (TEL:095-825-1255)